

1. 件名：(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの令和4年度定期事業者検査報告（開始時）についての面談

2. 日時：令和5年1月10日（火）13時30分～14時20分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、

清水原子力専門検査官、宮本検査技術専門職

(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

環境安全部長 他5名

5. 要旨

○(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（以下「事業者」という。）から、定期事業者検査の開始時における報告について、資料に基づき説明があった。

- ・令和4年度の加工施設の定期事業者検査は、令和5年2月10日から令和5年3月31日までの予定で実施する。
- ・定期事業者検査は保安規定に基づいて定める保全計画に従って実施する。検査項目は、別添1「検査計画・実施一覧表」に記したとおりであるが、検査対象が新規規制基準適合に係る工事のため検査が実施できる状態にない設備を除き、加工施設の維持管理のために使用する設備を可能な限り検査の対象とする。
- ・施設管理実施計画については、別添2に示し、表1として定期事業者検査対象設備を一覧にしたもの、表2として安全機能を有する施設を一覧として作成した。
- ・なお、核燃料施設等の重要度評価に係る検討状況を踏まえ、前回の定期事業者検査から、保全重要度の見直しを行った。
- ・今年度より新規規制基準適合のための工事進捗に伴い「放射性液体廃棄物施設の液面高検知器の警報作動検査」のうち、第1ガドリニア成型室のサンプル（No.1）を対象設備から除外した。
- ・令和4年5月11日に実施した令和3年度定期事業者検査報告（終了時）の面談において指摘を受けた保全重要度と実施頻度の関係の整理については、表2の※2にて明確にした。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・ポンプの分解点検について、表2では点検頻度が3年から10年とされているが、これでは次回の点検時期が分からないことから、ポンプごとに点

検時期を明確にすること。

- ・ 第2－3階酸化ウラン取扱室の搬送コンベアのスキッド及び第2酸化ウラン搬入室のリフタの搬送用スキッドの外観点検（離隔距離）について、保全重要度「B」として保全方式又は頻度を「使用の都度」としているが、保全重要度のフローと相違しているため、考え方を整理すること。

○事業者から了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：定期事業者検査報告書（定期事業者検査開始時）

以上